

【1か月の自己負担限度額】令和8年8月～令和9年7月

国民健康保険

70歳未満の場合

区分	所得区分	自己負担限度額 (3回目まで)	多数回該当 (4回目以降)	年間 上限
ア	基礎控除後の所得 901万円超	270,300円+ (総医療費-901,000円)×1%	140,100円	168 万円
イ	基礎控除後の所得 600万円超 901万円以下	179,100円+ (総医療費-597,000円)×1%	93,000円	111 万円
ウ	基礎控除後の所得 210万円超 600万円以下	85,800円+ (総医療費-286,000円)×1%	44,400円	53 万円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	61,500円	44,400円	53 万円 ※2
オ	低所得者 ※1 (住民税非課税世帯)	36,900円	24,600円	29 万円

- ・ 所得は前年の所得になります。(1～7月診療分は前々年の所得になります。)
 - ・ 基礎控除後の所得は、総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額の事です。
 - ・ 所得の申告がない世帯は、未申告世帯となり、区分アとみなされます。
- ※1 区分オは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税の方になります。
- ※2 一部41万円の場合があります。

70歳以上75歳未満の場合

所得区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	多数回該当 (4回目以降)	年間 上限
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690万円超	270,300円+ (総医療費-901,000円)×1%		140,100円	168 万円
	Ⅱ 課税所得 380万円超 690万円以下	179,100円+ (総医療費-597,000円)×1%		93,000円	111 万円
	Ⅰ 課税所得 145万円超 380万円以下	85,800円+ (総医療費-286,000円)×1%		44,400円	53 万円
一般		※1 22,000円	61,500円		53 万円 ※5
低所得者Ⅱ ※2		※3 11,000円	25,700円	24,600円	29 万円
低所得者Ⅰ ※4		8,000円	15,700円	なし	29 万円

- ・ 所得は前年の所得になります。(1～7月診療分は前々年の所得になります。)
- ※1 年間(8月から翌年7月)の外来の限度額は216,000円です。(一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月)
- ※2 低所得者Ⅱは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税の方になります。
- ※3 年間(8月から翌年7月)の外来の限度額は96,000円です。(低所得者Ⅰ・Ⅱだった月)
- ※4 低所得者Ⅰは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税で、かつ世帯全員の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方になります。
- ※5 一部41万円の場合があります